

発議第5号

谷澤政司議員に対する議員辞職勧告決議について

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和2年11月30日提出

提出者 高山市議会議員 水 門 義 昭

賛成者 高山市議会議員 牛 丸 尋 幸  
車 戸 明 良  
岩 垣 和 彦  
渡 辺 甚 一  
山 腰 恵 一  
中 谷 省 悟

## 谷澤政司議員に対する議員辞職勧告決議

我々高山市議会議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、法令、条例を遵守し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

高山市議会基本条例第21条では、議員は一部の地域や団体の代表にとどまらない市民の代表であるとともに、市の団体意思を表明するために議決事項を決定する機関の構成員であることを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とした厳しい倫理意識に徹して活動しなければならないとしている。

しかしながら、谷澤政司議員は、令和2年10月24日に窃盗の容疑で現行犯逮捕され、罰金の略式命令が出されたことは紛れもない事実であり、このことは、高山市議会基本条例及び高山市議会議員政治倫理規則に明らかに違反する行為である。

これまでの谷澤政司議員の度重なる問題行動も含め、この度の不祥事は、市民の範として法令等の遵守が求められる市議会議員の職にありながら、規範意識の欠如した行為であり、高山市並びに高山市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させたことは断じて許されるものではない。

よって、谷澤政司議員は、公職である市議会議員として政治的、道義的責任を免れず、議員職にとどまることは、市民感情からしても許されるものではなく、事態の重大さを真摯に受け止め、直ちにその職を辞することを勧告する。

以上決議する。

令和2年11月30日

高 山 市 議 会